

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得（道府県民税所得割および市町村民税所得割非課税）世帯に対し、「奨学のための給付金」を給付します。

通常分の申請時期は7月からですが、希望される新入生の世帯については、年額の1/4の金額での一部早期給付を実施します。

※残額（年額の3/4の金額）の給付を希望される場合、7月以降に通常申請が必要となります。

対象世帯

以下のすべてに該当する世帯

- ☐ 一部早期給付を希望すること。
- ☐ 対象の私立高校生等が**新入生**であり高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- ☐ 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること**。
- ☐ 生徒の保護者等が、**道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税**または、**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。

* **一部早期給付は令和6年度の課税証明書等**により確認を行います。なお、7月から申請期間となる通常申請については令和7年度の課税証明書等により確認を行います。

給付額

給付額は以下の表のとおりです。

- ◆一部早期給付申請のみ → 年額の1/4の金額を早期に給付。
- ◆通常申請のみ → 年額を一括給付。
- ◆一部早期給付申請＋通常申請 → 年額を2回に分けて給付。

世帯種別		年額の1/4	年額の3/4	年額
生活保護	全日制・定時制・通信制	13,150円	39,450円	52,600円
非課税	全日制・定時制	38,000円	114,000円	152,000円
	通信制	13,025円	39,075円	52,100円
	専攻科	13,025円	39,075円	52,100円

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への**提出期限は、令和7年6月20日（金）**です。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html>
からダウンロードしてください。

問い合わせ先・申請書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 私学振興係 電話：077-528-3273